

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（案）（令和2年12月24日改訂版）新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
1	要求水準書（案）	7	脚注4	県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の 任意事業に係る要求水準 を定める。	県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の 任意事業実施義務 を定める。
2	要求水準書（案）	9	2.1.4	なお、提出期限は、年間業務報告書については事業年度末から 90日 以内、半期業務報告書については第2四半期末から 45日 以内、四半期業務報告書については各四半期末から 45日 以内とする。	なお、提出期限は、年間業務報告書については事業年度末から 60日 以内、半期業務報告書については第2四半期末から 30日 以内、四半期業務報告書については各四半期末から 30日 以内とする。
3	要求水準書（案）	12	表 各業務 における区分 経理	対象業務：第2.に示す経営に関する業務、第3.に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第2.に示す経営に関する業務、第3.に示す運営権設定対象施設の維持管理及び改築に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）
4	要求水準書（案）	12	表 各業務 における区分 経理	対象業務：第4.に示す運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第4.に示す運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分するとともに、 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）
5	要求水準書（案）	12	表 各業務 における区分 経理	対象業務：第5.に示す本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第5.に示す本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務 区分経理の詳細：運営権に基づいて実施する業務とそれに該当しない業務を区分して管理
6	要求水準書（案）	12	表 各業務 における区分 経理	対象業務：第6.に示す土地、建築物及び工作物等貸付業務 区分経理の詳細： 運営権に基づいて実施する業務とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第6.に示す土地、建築物及び工作物等貸付業務 区分経理の詳細： 第6.に示す業務ごとの区分経理は求めない
7	要求水準書（案）	12	表 各業務 における区分 経理	対象業務：第8.に示す危機管理に関する業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦） 運営権に基づいて実施する業務⁸とそれに該当しない業務を区分して管理	対象業務：第8.に示す危機管理に関する業務 区分経理の詳細：9個別事業ごとに区分して管理（各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦）
8	要求水準書（案）	13	2.3	・下表に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から 90日 以内に県に提出すること。	・下表に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から 60日 以内に県に提出すること。
9	要求水準書（案）	14	2.3	・会計監査人による監査報告書を事業年度末から 90日 以内に県に提出すること。	・会計監査人による監査報告書を事業年度末から 60日 以内に県に提出すること。
10	要求水準書（案）	21	3.1.1 1)⑥B)	水道法施行令 第5条 に定める資格を有する技術者	水道法施行令 第4条 に定める資格を有する技術者
11	要求水準書（案）	28	3.1.1 4)①C)	水質試験を実施する者は、 水道法第20条の4第1項第2号別表第一 のいずれかの要件を満たす者であること。	水質試験を実施する者は、 水道法第20条第4項別表第1 のいずれかの要件を満たす者であること。
12	要求水準書（案）	30	3.1.1 4)①C)	県基準又は法定水質基準を満たしていない場合の責任分担については、運営権者が以下に掲げる いずれかの事項 を証明した場合は、県の責任とする。	県基準又は法定水質基準を満たしていない場合の責任分担については、運営権者が以下に掲げる 事項 を証明した場合は、県の責任とする。
13	要求水準書（案）	35	3.1.2 1)④A)	なお、 設計図書 の作成について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。	なお、 本業務 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。
14	要求水準書（案）	37	3.1.2 3)①	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、 対象期間及び提出期日 については、 本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに提出すること。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
15	要求水準書（案）	39	3.1.2 4)②	運営権者は、設計 完了 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完了 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計 完成 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完成 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。
16	要求水準書（案）	50	3.2.1 3)②	なお、各年間報告書のうち 大崎広域水道事業年報（ただし、仙台北部工業用水道事業に該当する部分に限る）及び宮城県工業用水道統計表 における記載事項については、当該年報 及び統計表 に準じて作成し、工業用水道事業年報（案）とすること。	なお、各年間報告書のうち 工業用水道事業年報 における記載事項については、当該年報に準じて作成し、工業用水道事業年報（案）とすること。
17	要求水準書（案）	58	3.2.2 1)④A)	なお、 設計図書の作成 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。	なお、 本業務 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。
18	要求水準書（案）	60	3.2.2 3)①	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、対象期間及び提出期日については、本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに 提出すること。
19	要求水準書（案）	62	3.2.2 4)②	運営権者は、設計 完了 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完了 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計 完成 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完成 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。
20	要求水準書（案）	78	3.3.1 4)① C)	e) 放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応 水質検査（法定検査） 、水質精密試験及び水質日常試験・ 中試験等の結果で 、放流水質基準（法定基準又は県基準）未達の場合等は以下の対応を図ること。	e) 放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応 水質精密試験及び水質日常試験・ 中試験結果ごとに 、放流水質基準（法定基準又は県基準）未達の場合等は以下の対応を図ること。
21	要求水準書（案）	84	3.3.2 1)④A)	なお、 設計図書の作成 について 委託等を行う 場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。	なお、 本業務 について 委託する 場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。
22	要求水準書（案）	88	3.3.2 3)①	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、対象期間及び提出期日については、本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。	また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに 提出すること。
23	要求水準書（案）	90	3.3.2 4)②	設計（調査を含む）が必要な場合は、下水道用設計標準歩掛表に準じて設計費の積算を行うとともに設計費内訳書を作成し、設計 完了 後速やかに県に提出の上、県の承認を得ること。	設計（調査を含む）が必要な場合は、下水道用設計標準歩掛表に準じて設計費の積算を行うとともに設計費内訳書を作成し、設計 完成 後速やかに県に提出の上、県の承認を得ること。
24	要求水準書（案）	90	3.3.2 4)③	運営権者は、設計 完了 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完了 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。	運営権者は、設計 完成 後速やかに、設計図書を県に2部提出し、県の承認を得ること。設計図書の内容は以下のとおりとする。なお、様式については規定しない。 設計図書提出後において、設計内容に変更が生じた場合は、変更設計図書を速やかに県に2部提出し、県の承認を受けること。 また、設計 完成 後速やかに完成届（設計）を県に提出すること。
25	要求水準書（案）	95	4.1.1	運営権者は、運転管理及び保守点検の結果を踏まえ、 第二受水テレメータ室 ごとに改築計画書を作成し、	運営権者は、運転管理及び保守点検の結果を踏まえ、 第二テレメータ室 ごとに改築計画書を作成し、
26	要求水準書（案）	95	4.1.1	また、 第二受水テレメータ室 について修繕又は改築を必要と判断する場合、運営権者は各施設所有市町に対しその旨を報告すること。	また、 第二テレメータ室 について修繕又は改築を必要と判断する場合、運営権者は各施設所有市町に対しその旨を報告すること。
27	要求水準書（案）	98	第6.	本業務の実施に当たり、運営権者は、下表に示す書類を県に提出すること ³³ 。 また、本業務については、2.3に定める区分経理により管理を行うこと。 なお、貸付業務計画書及び貸付業務契約書については、その内容に変更が生じた場合、運営権者は、変更後の各書類を速やかに県に提出すること。	また、本業務の実施に当たり、運営権者は、下表に示す書類を県に提出すること³³。 なお、貸付業務計画書及び貸付業務契約書については、その内容に変更が生じた場合、運営権者は、変更後の各書類を速やかに県に提出すること。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
28	要求水準書（案）	99	7.1.1	当該協力を当たっては、関連資料集の（仮称）試験研究等に対する本事業用地等の貸付け等に関する要領に準じて当該業務を遂行すること。	当該協力を当たっては、関連資料集の試験研究等を目的とした下水汚泥等の利用承認に関する要領における「事務所」を「運営権者」、「流域下水道施設」を「運営権設定対象施設等」に読み替え、運営権者は、当該要領に準じて当該業務を遂行すること。
29	要求水準書（案）	102	7.3.3 1)	対象範囲は、災害等警戒配備業務要領に示す管路のうち、前述の大雨警報が発令された管内に位置するものとする。点検調査の内容は、目視による溢水状況の確認とする。	対象範囲は、災害等警戒配備業務マニュアルに示す管路のうち、前述の大雨警報が発令された管内に位置するものとする。点検調査の内容は、目視による溢水状況の確認とする。
30	要求水準書（案）	102	7.3.3 2)	対象範囲は、災害等警戒配備業務要領及び関連資料集の大規模地震対応マニュアル（令和2年11月改訂版）に示す管路のうち、前述の地震が発生した管内に位置するものとする。	対象範囲は、災害等警戒配備業務マニュアル及び関連資料集の大規模地震対応マニュアルに示す管路のうち、前述の地震が発生した管内に位置するものとする。
31	要求水準書（案）	104	8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、県が承認した水道用水供給事業についての各運営権設定対象施設に係る災害その他非常の場合における水道事業等を継続するための措置（水道法施行規則（昭和33年厚生省令第45号）第17条の11第1項第4号に規定する措置をいい、以下「災害等対応措置」という。）についての計画及び9個別事業全体についての運営権設定対象施設に係る災害等対応措置についての計画の内容を踏まえ、本事業開始予定日の90日前までに、水道用水供給事業及び9個別事業全体についての各運営権設定対象施設に係る運営事業BCPを作成し、県に提出するとともに、県と協議の上、本事業開始予定日の30日前までに県の承認を得ること。ただし、業務内容や業務地域の管轄範囲を勘案し、統合して作成することも認める。 ・また、運営権者は本事業開始予定日の90日前までに、工業用水道事業及び流域下水道事業についての各運営権設定対象施設に係る運営事業BCPを作成し、県に提出するとともに、県と協議の上、30日前までに県の承認を得ること。 ・作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、高潮等発生する事象を十分想定して作成すること。 ・また、宮城県企業局業務継続計画（BCP）、企業局作成のその他の業務継続計画及びその他上位計画の内容を把握するとともに、県と協議の上、県の対応と整合を図ること。 ・各運営事業BCPについては、逐次改定を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業BCPは、法人単位及び9個別事業ごとに作成すること。ただし、業務内容や業務地域の管轄範囲を勘案し、統合して作成することも認める。 ・作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、高潮等発生する事象を十分想定して作成すること。 ・また、宮城県企業局業務継続計画（BCP）、企業局作成のその他の業務継続計画及びその他上位計画の内容を把握するとともに、県と協議の上、県の対応と整合を図ること。 ・実施契約締結時に作成済みの法人単位及び水道用水供給事業2個別事業ごとの運営事業BCPについては、逐次改定を行うこと。 ・工業用水道事業3個別事業ごと及び流域下水道事業4個別事業ごとの運営事業BCPについては、実施契約締結後本事業開始予定日の90日前までに県に提出し、県と協議の上、同30日前までに県の承認を得ること。また、逐次改定を行うこと。
32	要求水準書（案）	109	10.1	運営権者は、運営権設定対象施設等及び運営権者から県に譲渡予定の資産 ³⁸ を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることを確認すること。	運営権者は、運営権設定対象施設等及び譲渡対象資産を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であることを確認すること。
33	要求水準書（案）	109	脚注38	本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものをいう。	-
34	要求水準書（案）	110	脚注39	脚注39	脚注38
35	要求水準書（案）	110	脚注40	引継ぎ文書の提出期日時点における最新版とすること。	-
36	要求水準書（案）	別紙3-2-1	※6	※6	※7

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和2年12月24日改訂版	旧 令和2年3月13日版
37	要求水準書（案）	別紙3-2-1	水道水質基準項目（水道用水供給事業） 県独自基準 大崎広域水道	麓山系受水点 中峰系受水点	麓山系末端受水点 中峰系末端受水点
38	要求水準書（案）	別紙3-2-1	水道水質基準項目（水道用水供給事業） 県独自基準 仙南・仙塩 広域水道	南部山系受水点	南部山系末端受水点
39	要求水準書（案）	別紙3-2-1	基準項目別 No.8	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下※6 ※6 令和2年4月に、水質基準が0.02mg/L以下に改正予定である。
40	要求水準書（案）	別紙3-3-3	表4-1	検査項目：31 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA） 目標値：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L以下（暫定） 検査頻度：大崎1回/年，仙南・仙塩1回/年	-
41	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号27	目標値：0.08以下 ※水質基準等の改正へ対応するための修正	目標値：0.3以下
42	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号44	目標値：0.01以下 ※水質基準等の改正へ対応するための修正	目標値：0.005以下
43	要求水準書（案）	別紙3-3-4	表4-2 番号90	目標値：0.007以下 ※水質基準等の改正へ対応するための修正	目標値：0.004以下
44	要求水準書（案）	別紙3-5-2	※	下水道法に準じて水質日常試験・中試験を行い、その結果の月平均値が県基準を満たすこと。	-
45	要求水準書（案）	別紙3-6-9	2. 5)①	試験箇所：濃縮汚泥（生汚泥・余剰汚泥・混合汚泥）、脱水ケーキ、消化汚泥、消化ガス、焼却返流水	試験箇所：濃縮汚泥（生汚泥・余剰汚泥・混合汚泥）、脱水ケーキ、消化汚泥、消化ガス、発酵槽、焼却返流水
46	要求水準書（案）	別紙3-6-12	2. 12)	測定頻度：1回/月	測定頻度：1回/年